

○総務省令第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三十一日

総務大臣 高市 早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第七条の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑制する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 その局は、次に掲げる既設の無線局（以下「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑制し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) P H S の基地局（設備規則第九条の四第七号イに規定する P H S の基地局をいう。）又は陸上移動中継局</p> <p>三 「略」</p>	<p>第七条の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔(1)・(2) 略 同上〕</p> <p>(3) P H S の基地局（設備規則第九条の四第四号イに規定する P H S の基地局をいう。）又は陸上移動中継局</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(免許を要しない無線局)

第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

〔一〕三 略

〔2〕3 略

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〕三 略

四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）

(1) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数（無線標定業務を行うものにあつては、総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。）

〔2〕(5) 略

〔五〕十一 略

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局)
第五十一条の九の六 法別表第六備考第十三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 法別表第六の一の項に掲げる無線局（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局を除く。）のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

(1) 設備規則第九条の四第七号イに規定するPHSの基地局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

〔2〕(3) 略

〔一〕三 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

(免許を要しない無線局)

第六条 〔同上〕

〔一〕三 同上

〔2〕3 同上

4 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

(1) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数

〔2〕(5) 同上

〔五〕十一 同上

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局)
第五十一条の九の六 〔同上〕

一 〔同上〕

(1) 設備規則第九条の四第四号イに規定するPHSの基地局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

〔2〕(3) 同上

〔一〕三 同上

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局(アマチュア局を除く。)であつて、その無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。)がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと(基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと(デジタル放送を行う場合を除く。))、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては第四条第二項の表六の項及び十二の項に掲げるもの(ごと)に、同時に申請しようとする無線局の種別及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書(簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書)及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。))、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地局」という。))又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。))であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。))、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

[3・4 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(申請手続の簡略) 「同上」

第十五条の二の二 「同上」

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。))、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地局」という。))又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。))であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。))、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

[3・4 同上]

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

「一・二 略」

三 特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能

- イ 七三・六MHzを超え一・二六〇MHz以下（三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。）若しくは二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

- (1) 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
- (2) 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

ロ 三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ハ ミリ波レーダー用の特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号(1)に規定するものをいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

ニ 移動体検知センサー用の特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号(2)に規定するものをいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能

- (1) 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号、第四号又は第五号のいずれかに規定する機能
- (2) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

四 小電力セキュリティシステムの無線局（施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

五 小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能

イ 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

- (1) データ伝送またはその他の情報を伝送する無線通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
- (2) 無線標定業務を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第五号に規定する機能（ただし、データ伝送のための信号を併せて送信する機能を有するものにあつては、施行規則第六条の二第三号及び第五号に規定するいずれの機能も含むこと。）

ロ 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

- (1) 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
- (2) 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に

(混信防止機能)

第九条の四 「同上」

「一・二 同上」

「新設」

「新設」

「新設」

規定する機能

ハ イ及びロ以外の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

六 [略]

七 [略]

削る]

削る]

削る]

削る]

八 [略]

三 [同上]

四 [同上]

五 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。)若しくは二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。)又は五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局(施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。)については、次に掲げる機能

イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

六 移動体検知センサー用の特定小電力無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定するものをいう。以下同じ。)であつて、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号、第四号又は第五号のいずれかに規定する機能

七 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

イ ミリ波レーダー用の特定小電力無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定するものをいう。以下同じ。)

ロ 移動体検知センサー用の特定小電力無線局であつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

ハ 超広帯域無線システムの無線局(施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。)であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの

八 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

イ 三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三三・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局

ロ 小電力セキュリティシステムの無線局(施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。)

ハ 小電力データ通信システムの無線局(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)及び五・二GHz帯高出力データ通信システム(施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。)の陸上移動局

ニ 三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局

九 [同上]

九 〔略〕

十 超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能

イ 三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

〔十一 略〕

十二 五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 直交周波数分割多重方式又はスペクトル拡散方式（ただし、無線標定業務を行うものを除く。）

(2) (1)以外のデジタル変調方式

〔三〇ヲ 略〕

〔二〇五 略〕

十 〔同上〕

〔新設〕

〔十一 同上〕

〔新設〕

〔十一 同上〕

〔新設〕

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）
第四十九条の二十 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

(1) 直交周波数分割多重方式又はスペクトル拡散方式

(2) 同上

〔三〇ヲ 同上〕

〔二〇五 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。